



2023年8月14日

各位

会社名 クリングルファーマ株式会社  
 住所 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号  
 彩都バイオインキュベータ207  
 代表者名 代表取締役社長 安達喜一  
 (コード番号: 4884)  
 問い合わせ先 取締役経営管理部長 村上 浩一  
 TEL. 072-641-8739

### 第三者割当による行使価額修正条項付第13回新株予約権の発行及び 第三者割当契約の締結に関するお知らせ

当社は、2023年8月14日開催の当社取締役会において、以下のとおり、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下「パークレイズ・バンク」といいます。）を割当予定先として、第三者割当の方法により行使価額修正条項付第13回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2023年9月4日から2023年9月11日の間のいずれかの日とします。但し、条件決定日（下記（3）に定義します。以下同じです。）の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とします。
(2) 新 株 予 約 権 数	13,500個
(3) 発 行 価 額	本新株予約権1個当たり92円（総額1,242,000円） 但し、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2023年8月18日から2023年8月25日までの間のいずれかの日（以下「条件決定日」といいます。）において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法（下記「6.（1）発行条件が合理的であると判断した根拠」をご参照ください。）と同様の方法で算定された結果が上記の金額（92円）を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。 発行価額の総額は、新株予約権1個当たりの金額に本新株予約権の総数である13,500個を乗じた金額となります。
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：1,350,000株（本新株予約権1個当たり100株） 下限行使価額（下記（6）をご参照ください。）においても、潜在株式数は1,350,000株です。
(5) 資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	1,250,792,000円（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「条件決定基準株価」といいます。）とします。 上限行使価額はありません。 下限行使価額は560円（1円未満の端数を切り上げます。別紙発行要項第11項による調整を受け、以下「下限行使価額」といいます。）

	とします。 割当日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）に、当該効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「東証終値」といいます。）の94.5%に相当する金額に修正されますが、かかる計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 行使期間	割当日の翌営業日から2025年9月11日まで
(8) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(9) 割当予定先	パークレイズ・バンク
(10) その他	<p>当社は、パークレイズ・バンクとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結する予定です。</p> <p>本第三者割当契約においては、以下の内容が定められる予定です。詳細は、「3. 資金調達方法の選択理由 (1) 資金調達方法の選択理由」及び「3. 資金調達方法の選択理由 (2) 資金調達方法の概要」に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社による本新株予約権の行使停止</li> <li>・ 当社による対象有価証券の処分等の禁止（ロックアップ）</li> </ul> <p>なお、本第三者割当契約において、パークレイズ・バンクは、パークレイズ・バンクの関連会社（当該当事者の直接又は間接の子会社及び親会社（最上位の持株会社を含む）並びにかかる親会社の直接又は間接の子会社をいいます。以下同じです。）以外の者に対して当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないことについても合意する予定です。</p>

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の払込金額の総額については、2023年8月14日（以下「発行決議日」といいます。）の直前取引日における終値等の数値を前提として算定した見込額であり、また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日における終値を当初行使価額であると仮定し、かかる仮定の当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の本新株予約権の払込金額の総額及び当初行使価額は条件決定日に決定されます。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

※ 本新株予約権に係る条件の決定を一定期間経過後に行う理由

本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行し、その行使に伴って資金を調達する手法においては、通常、発行の決議の時点で全ての条件を決定します。

しかし、当社は、本日2023年9月期第3四半期決算短信を公表していることから、かかる公表により、本日以降の当社の株価に影響が出る可能性があります。仮にかかる公表により株価の上昇が生じる場合には、かかる株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することで、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離が生じるおそれがあります。そこで、かかる公表による株価への影響が織り込まれたタイミングで本新株予約権の発行条件を決定すべく、一定期間経過後を条件決定日として設定しております。当社は、当社普通株式の過去の値動きの傾向やボラティリティ等を総合的に勘案し、株価が2023年9月期第3四半期決算短信を織り込むために要する日数としては、3取引日から8取引日程度を要すると考えており、条件決定日を、発行決議日から4取引日から9取引日後にあたる、2023年8月18日から2023年8月25日までの期間のいずれかの日に設定することといたしました。本新株予約権の払込金額は、発行決議時点の本新株予

約権の価値と条件決定日時点の本新株予約権の価値のいずれか高い方を基準として決定されるため、本新株予約権の払込金額について、当社にとって不利益となる変更はなされません。

#### ※ 本新株予約権の発行価額の決定方法

下記「6. 発行条件等の合理性 (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。本日の発行決議に際して、発行決議日の直前取引日の終値等を前提として算出された発行価額が、本新株予約権1個当たり92円という金額です。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日公表がなされている2023年9月期第3四半期決算短信に伴う株価の値動きが反映されておられません。そこで、条件決定日時点において、本日の発行の決議に際して用いた方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日以降の株価の上昇等を理由として92円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が92円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は、本日決定された92円のままいたします。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における本新株予約権の価値が、発行決議日時点よりも上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個当たりの発行価額が、発行決議日時点における算定結果である92円を下回って決定されることはありません。

## 2. 募集の目的及び理由

当社は、脊髄損傷急性期を対象とする米国での臨床開発及び製造開発、並びに新規パイプラインの創製を目的として、本新株予約権を発行いたします。募集の背景となる当社の事業概要と、本新株予約権発行の目的及び理由について、以下に記載いたします。また、資金調達額の詳細と具体的な資金使途については、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりであります。

### (1) 募集の背景

#### ① 当社の事業概要

当社は、『難治性疾患治療薬の研究開発を行い、難病に苦しむ患者さんに対して画期的な治療手段を提供し、社会に貢献すること』を企業理念とする創薬バイオベンチャーです。現在、国産の再生創薬シーズ\*である組換えヒトHGFタンパク質\*を開発パイプライン\*として、複数の臨床試験を実施しております。2023年7月末時点で、臨床試験まで進んでいるパイプライン4件の進捗状況は下図のとおりであります。当社の特徴は、開発後期(レイトステージ)のパイプラインを複数有することです。すなわち、脊髄損傷急性期\*と声帯癒痕\*は第Ⅲ相試験実施中、ALS\*(筋萎縮性側索硬化症)は第Ⅱ相試験終了(追加解析予定)の段階にあります。

第一パイプラインの脊髄損傷急性期については、国内にて実施中の第Ⅲ相試験(多施設共同非ランダム化試験\*)における最終症例の経過観察期間終了を2023年10月に予定しております。その後、データ解析等を経て承認申請のプロセスに入ることになります。当社は、2025年9月期に承認取得・製品販売開始を目指しております。また、欧米及びアジアのテリトリーに関しては、提携パートナーによる開発を想定しております。なお、米国での臨床開発については、下記「(2) 募集の目的及び理由－脊髄損傷急性期の米国展開と新規パイプラインの創製 ①脊髄損傷急性期を対象とする米国での臨床開発及び製造開発(組換えヒトHGFタンパク質の製造法効率化)」に記載しております。

第二パイプラインの声帯癒痕については、国内にて第Ⅲ相試験(プラセボ対照二重盲検比較試験\*)を開始しました。2023年1月に最初の症例登録が行われ、現在、全国5か所の医療機関において症例組入れを継続しております。

第三パイプラインのALSについては、国内にて第Ⅱ相試験(プラセボ対照二重盲検比較試験)を医師主導治験\*として終了しております。本試験の主要・副次評価項目に関して統計的な有意差は認められませんでした。実薬投与群において病気の進行が遅い症例もあることから、バイオマーカー評価等の追加解析を実施する予定であります。当該追加解析の結果に基づいて、日本及び欧米の提携パ

ートナーを獲得し、その後の開発を進めることを想定しております。

第四パイプラインの急性腎障害については、米国にて第 I a 及び I b 相試験を終了し、静脈内投与での安全性と薬物動態を確認しました。第 II 相試験は大規模なプラセボ対照二重盲検比較試験となることが想定されるため、米国での提携パートナーを得た上で開発を進める方針です。

優先順位	対象疾患	開発段階	臨床試験			申請承認	販売
			第 I 相	第 II 相	第 III 相		
1	脊髄損傷急性期	第 I / II 相試験 (プラセボ対照二重盲検比較試験) 終了、POC取得済み、希少疾病用医薬品指定取得済み、第 III 相試験実施中	終了	実施中		2023年10月 LPO*予定	
2	声帯癬痕	第 I / II 相試験 (オープンラベル用量漸増試験、医師主導治験) 終了、第 III 相試験 (プラセボ対照二重盲検比較試験) 組入れ開始	終了	実施中		2023年1月 FPI*	
3	ALS	第 II 相試験 (プラセボ対照二重盲検比較試験、医師主導治験) 終了、主要・副次評価項目に統計的有意差なし、追加解析実施予定	終了	終了	追加解析実施予定		
4	急性腎障害	第 I a, b 相試験 (オープンラベル用量漸増試験) 終了、安全性、薬物動態確認済み パートナー探索中	終了	パートナー探索中			

## ②当社の事業モデルと事業価値の最大化

当社の事業モデルは、3つのモデル (A 自社開発・販売モデル、B 導出・共同開発モデル、C 原薬供給モデル) を対象疾患や提携先に応じて組み合わせたハイブリッド型を志向しております。国内における脊髄損傷急性期と声帯癬痕は、A モデルと B モデルのハイブリッド (自社開発と販売提携) による事業化を目指しています。脊髄損傷急性期については、すでに販売提携先との契約が成立しており、薬事承認後のサプライチェーンを構築済みであります。すなわち、当社が製造販売元となり、周術期・急性期医療のスペシャリティーファーマである丸石製薬株式会社が販売元となって、国内大手医薬品卸である東邦ホールディングス株式会社を介して、全国の救急病院に医薬品が届けられる見込みです。声帯癬痕については、複数の国内製薬企業と販売提携交渉を進めているところです。一方、ALS と急性腎障害は B モデルによる事業化を目指しております。また、C モデルにより、米国のクラリス・バイオセラピューティクス社に HGF タンパク質原薬を供給しております。同社は、ハーバード大学発の創薬バイオベンチャーで、北米において眼科疾患を対象に HGF タンパク質製剤の開発を進めております。

当社は、開発戦略として、アンメット医療ニーズ\*の高い希少疾患を対象とし、国内においては自社開発することを基本方針としております。希少疾患である脊髄損傷急性期、声帯癬痕、ALS のパイプラインについては、国内の医学専門家と緊密な協力体制を構築し、国内での臨床開発を進めてまいりましたが、希少疾患を対象とすることにより、次のような大きなメリットを享受することができません。a) 小規模の臨床試験による開発戦略が可能となり開発費を抑えられるため、バイオベンチャーであっても自社で薬事承認まで開発を進めることが可能になります。b) 自社で薬事承認を取得し製品を保有することによって、開発途中でライセンスアウトするよりも、将来の収益を最大化することができます。c) 加えて、希少疾病用医薬品指定\*を受けることにより、様々な優遇措置 (開発助成金、PMDA \*による優先審査、再審査期間\*の延長等) を活用することが可能になります。当社は、脊髄損傷急性期のパイプラインについて、2019 年 9 月に厚生労働省から希少疾病用医薬品指定を受け、2019 年度から継続して開発助成金を受領しております。声帯癬痕のパイプラインについても、i) 国内の対象患者数が 5 万人未満であること、ii) 既存薬がなく医療上の必要性が高いこと、iii) 第 I / II 相試験において患者での改善傾向が見られていることから、希少疾病用医薬品の指定基準を満たしていると当社では考えております。実際に申請に進めるかどうかについては、事前に厚生労働省に指定相談を行う必要があります。現在、指定相談の内容を踏まえて申請に向けた準備を進めております。

希少疾患を対象とする戦略には、デメリットも存在します。すなわち、希少疾患は患者数が少ないが故に、国内の市場規模はおのずと限られるという点です。当社の第一パイプラインである脊髄損傷急性期を例にしますと、国内における脊髄損傷急性期の年間発症患者数は約 5 千人ですが、全世界 (高度治療が可能な先進国) の患者数は約 6 万人と推計されます (注)。当社の他のパイプラインについても同様であり、国内の患者数に比して全世界での患者数は大幅に増加いたします。何れのパイプラインにおいても、対象となる患者数が増えれば市場規模は相応に拡大しますので、海外での市場規模は国内よりもはるかに大きくなります。HGF は全てのヒトに共通の生体内タンパク質であり、その生理

活性に人種差は報告されておりませんので、日本のみならず全世界において医薬品として実用化され得る創薬シーズであると言えます。従って、希少疾患を対象とする HGF の価値を最大化するためには、いかに早く日本以外の海外市場にリーチするかが重要な課題であると、当社では考えております。

更に、HGF には脳神経疾患、線維化疾患\*、他の難治性疾患への適応拡大の可能性が多くの論文で発表されており、順次適応拡大を推進することも HGF の価値の最大化に寄与いたします。当社では、脊髄損傷の急性期から慢性期への適応拡大（細胞治療等との併用療法）、及び声帯癒痕から他の線維化疾患（肺線維症、肝硬変、心筋梗塞、慢性腎不全等）への適応拡大の2つを今後の成長戦略の柱と位置付けております。これらの適応拡大についても、日本だけでなく迅速に世界に展開することが肝要であることは言うまでもありません。

当社は、上述のハイブリッドビジネスモデルを基盤として HGF タンパク質製剤の適応拡大と海外市場開拓を行うことが、中長期的な事業価値の最大化につながると考えております。当社は、これを着実に達成することにより、『難病に苦しむ患者さんに対して画期的な治療手段を提供し、社会に貢献する』という企業理念を実現し、最終的には、創薬バイオベンチャーからバイオ製薬企業へと進化してまいります。

（注）坂井宏旭ら「わが国における脊髄損傷の現状」（2010）、National Spinal Cord Injury Statistical Center, Spinal Cord Injury Facts and Figures at a Glance (2019) 及び総務省統計局「世界人口の推移」を基に当社が推計。

### ③前回資金調達状況

＜第10 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び行使により調達した資金の使途＞

具体的な使途	充当予定金額 (百万円)	充当金額 (百万円)	未充当金額 (百万円)	支出予定時期
声帯癒痕を対象とした臨床開発	486	317	169	2021 年11月～ 2026 年12月
声帯癒痕用治療薬の製造と 市販製剤の開発	105	58	47	2021 年11月～ 2026 年12月
合計	591	375	216	

第10 回新株予約権による資金調達は2022 年7月に全て完了しておりますが、株価変動による権利行使価額の修正により、最終的に当社が調達した資金は約591百万円と、当初調達予定金額（約880百万円）を約289百万円下回っております。調達額が予定に満たなかった分につきましては、手元資金を充当してまいります。

第10 回新株予約権による調達資金のうち216百万円については現時点で未充当ですが、当初から予定している上記資金使途に、当初の支出予定時期のとおりそれぞれ充当する予定です。

また、2020年12月に実施した新規上場に伴う資金調達（公募及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当）においては、脊髄損傷急性期を対象とした組換えヒトHGFタンパク質の医薬品開発を目的として605百万円を調達し、うち251百万円については現時点で未充当ですが、当初の予定どおり、2024年9月期までにその全額を充当する予定です。

#### （2）募集の目的及び理由－脊髄損傷急性期の米国展開と新規パイプラインの創製

当社は、本新株予約権の発行により調達した資金により、以下に記載のとおり、脊髄損傷急性期を対象とする米国での臨床開発と新規パイプラインの創製を推進することで、組換えヒト HGF タンパク質の事業価値を更に高めることを企図しております。

##### ① 脊髄損傷急性期を対象とする米国での臨床開発及び製造開発（組換えヒト HGF タンパク質の製造法効率化）

当社は、次の理由から、脊髄損傷急性期を対象とする米国での臨床開発に着手いたします。当社は、脊髄損傷急性期を対象とする組換えヒト HGF タンパク質の自社開発を第一パイプラインと位置づけ、国内ではすでに第 I / II 相試験を終了し、希少疾病用医薬品指定を受けて第 III 相試験を実施しており

ます。一方、海外については提携パートナーを得て開発を進める方針のもと、すでに複数の製薬・バイオ企業と交渉を進めておりますが、提携パートナーの獲得にまでは至っておりません。当社は、医薬品の最大の市場である米国において FDA\*と協議を行って、脊髄損傷急性期に対する開発戦略を具体化することが、海外での他社との提携において、自社の価値最大化につながると考え、今回の調達資金により米国での臨床試験費用の一部を確保することが重要であると判断いたします。

これにより、米国での IND（治験計画届出）申請の過程で、当社が日本で蓄積した臨床データをどのように米国にブリッジングするか、さらには NDA（新薬承認申請）までの開発戦略を明確にできると考えております。加えて、臨床試験費用の一部を確保することにより、提携パートナーとリスク・プロフィットをシェアする共同開発のスキームを提案できるため、今後の提携交渉を有利に進めることが可能になると考えております。

米国での臨床開発と並行して製造開発、すなわち組換えヒト HGF タンパク質の製造法効率化にも着手いたします。脊髄損傷急性期の年間発生患者数は、日本の約 5 千人に対し、米国では約 1 万 7 千人、全世界（高度治療が可能な先進国）では約 6 万人と言われております（上記「(1) 募集の背景 ② 当社の事業モデルと事業価値の最大化」(注) 記載の参考文献を基に当社が推計)。海外展開の最初は米国になりますが、ゆくゆくは全世界での開発実用化を目指します。一方、当社が HGF タンパク質原薬を供給しているクラリス・バイオセラピューティクス社は、米国とカナダにおいて神経栄養性角膜炎を対象に第 I / II 相臨床試験を実施しております。両社における開発進捗とその後の薬事承認、更には適応拡大や海外市場開拓を考えますと、今後、組換えヒト HGF タンパク質の必要量がますます増えていくと見込んでおります。そこで、米国を含む全世界での安定供給を見据えて、組換えヒト HGF タンパク質の製造法効率化を進めてまいります。

## ② 新規パイプラインの創製

当社は、難治性疾患の治療薬開発に係る複数のパイプラインを連続的に開発・商業化することにより、将来的にはバイオ製薬企業として持続的な成長を遂げることを目指しております。当社は、現時点で組換えヒト HGF タンパク質の 4 つの臨床パイプラインを有しておりますが、うち 3 つが第 II 相以上のレイトステージにあり、第 I 相にあるものは 1 つのみとなっております。一方、適応拡大を見据えた非臨床段階のアカデミアとの共同研究を複数実施しておりますが、臨床段階へのステージアップには更なる研究開発が必要となります。そこで、今回の調達資金により、アカデミアとの既存の共同研究を更に発展させると共に、新たな共同研究を開始し、非臨床段階の開発パイプラインの推進・拡充を強化してまいります。また、既存の開発パイプラインと戦略的なシナジーが見込める新規シーズの探索にも注力し、有望な新規シーズがあれば今回の調達資金を使用し積極的に導入することも検討してまいります。

当社では、上記①及び②を速やかに実行し、組換えヒト HGF タンパク質の事業価値を最大化することが、中長期的な企業価値の飛躍的な向上につながると考えております。これまで当社は限られた資金等のリソースを、脊髄損傷急性期、声帯癬痕及び ALS を対象とする国内開発に優先的に投下してきました。脊髄損傷急性期の国内における第 III 相試験の終了が視野に入ってきた今こそ、積極的に海外展開と新規パイプラインの創製に着手するタイミングであると判断するに至りました。

当社は 2023 年 6 月末現在で 2,381 百万円の現金及び預金を保有しておりますが、2023 年 9 月期第 3 四半期累計期間の営業損失は 618 百万円となっており、本日公表の 2023 年 9 月期第 3 四半期決算短信に記載のとおり、2023 年 9 月期において純損失を計上する見込みであります。また、上記のとおり 2020 年 12 月に実施した新規上場に伴う資金調達（公募及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当）、第 10 回新株予約権発行に伴う資金調達及びそれ以外の手元資金については、国内における脊髄損傷急性期、声帯癬痕及び ALS の研究開発費用に充当する方針であります。従って、上記①及び②を実行に移すための新たな資金調達が必要であると判断し、本新株予約権を発行することといたしました。

### (用語解説)

用語	意味・内容
シーズ	医薬品の元となる物質。

組換えヒトHGFタンパク質	ヒトのHGF (Hepatocyte Growth Factor : 肝細胞増殖因子) 遺伝子を遺伝子組換え手法を用いて宿主細胞に導入し、その宿主細胞を培養することによって製造したヒトHGFタンパク質。
開発パイプライン	医薬品の候補物質とその適応症。
脊髄損傷急性期	脊髄損傷(事故や転倒により脊髄に強い外力が加わり、組織が損傷を受けた結果、運動神経や感覚神経の機能が失われ、運動障害や感覚障害を発症する疾患)の受傷直後から約2週間の期間。
声帯癒痕	声帯の物性が固く変化(線維化、癒痕化)して動きが悪くなることによって声を出しにくくなる疾患。声帯の外傷や炎症、声帯の手術後などに起こりやすいことが知られている。
ALS	筋萎縮性側索硬化症。手足・のど・舌の筋肉や、呼吸に必要な筋肉が次第にやせて力がなくなっていく病気。筋肉そのものの病気ではなく、筋肉を動かし、かつ運動をつかさどる神経(運動ニューロン)が選択的に障害を受ける。
多施設共同非ランダム化試験	被検者を無作為(ランダム)に分けず、複数の治験実施医療機関において共同で行う試験。
プラセボ対照二重盲検比較試験	医師及び患者等の関係者がプラセボ(偽薬)か被験薬かがわからない状態で行う試験。試験終了後に開鍵し、被験薬投与群とプラセボ群の間で有効性や安全性を比較する。
医師主導治験	治験の準備から管理・運営を医師自らが行う治験。2003年に薬事法が改正され、製薬企業等と同様に医師自ら治験を実施できるようになった。
LPO	Last Patient Out、最終症例の経過観察期間終了。
FPI	First Patient In、最初の症例登録。
アンメット医療ニーズ	未だに治療法が見つかっていない疾患に対する医療の必要性。
希少疾病用医薬品指定	患者数が少なく(日本においては5万人未満)、治療法が確立していない、重篤な疾患等の条件に合致する医薬品のこと。
PMDA	独立行政法人医薬品医療機器総合機構のこと。健康被害救済、医薬品や医療機器などの承認審査、市販後における安全対策を業務としている。
再審査期間	新薬が承認されてから一定期間(再審査期間)が経過した後に、実際に医療機関で新薬が使用された際のデータを集め、当初承認されていた効能効果・安全性を再度確認する。この間は、同一成分の他社品が承認されることはない。これを先発権と称し、特許とは別の枠組みで独占が許される。なお、希少疾病用医薬品指定を受けると再審査期間が10年間に延長される。
線維化疾患	臓器が弾性を失って硬化(線維化)し正常な役割が出来なくなる疾患。肺、心臓、肝臓、腎臓、皮膚等々、重要な臓器で起こり得る。現在、この病気に対する根本的な治療薬は開発されていない。
FDA	アメリカ食品医薬品局(Food and Drug Administration)の略称で、食品・医薬品などを取り締まる米国の政府機関。

### 3. 資金調達方法の選択理由

#### (1) 資金調達方法の選択理由

数あるファイナンス手法の中から今回の資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の皆様様の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうか、また資本政策の柔軟性が確保された資金調達手法かどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

#### ① 本新株予約権の主な特徴

- ・ 過度な希釈化の抑制が可能なこと

(i) 本新株予約権に係る潜在株式数は 1,350,000 株(2023年7月31日現在の発行済株式総数 5,410,700 株の 24.95%(小数点以下第3位を四捨五入))と一定であり、株式価値の希薄化の割合が限定されております。

(ii) 本新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができる一方、当社は、株価動向や市場環境等を勘案して適宜停止指示(停止指示の定義は、下記「(2) 資金調達方法の概要 ②当社による行使停止」をご参照ください。以下同様です。)を行う

ことができます。

- ・ 株価への影響の軽減が可能なこと  
下記の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えられます。
  - (i) 上記に記載のとおり、当社が適宜停止指示を行うことにより、株価動向や市場環境等に応じて本新株予約権が行使されないようにすることができること
  - (ii) 行使価額は本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
  - (iii) 下限行使価額が 560 円に設定されていること
- ・ 資本政策の柔軟性が確保されていること  
資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

## ② 本新株予約権の主な留意事項

本新株予約権には、主に、下記の留意事項がありますが、当社としましては、上記のメリットから得られる効果の方が大きいと考えています。

- ・ 本新株予約権には行使価額の修正条項が付されており、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日に当該日の直前取引日の東証終値の 94.5%に相当する金額に修正されます。その結果、当社普通株式の市場株価を下回る価格で株式が発行され、希薄化が生じることとなります。
- ・ 本新株予約権の下限行使価額は 560 円に設定されており、当社普通株式の株価が下限行使価額を下回る水準で推移した場合には、本新株予約権が行使されず、当社の想定した資金調達ができない可能性があります。
- ・ 当社普通株式の流動性によっては、本新株予約権が行使されず、想定より資金調達に時間を要する又は当社の想定した資金調達ができない可能性があります。
- ・ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が当初行使価額に基づき想定される金額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ・ 第三者割当方式という当社とパークレイズ・バンクのみの契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るという点において限界があります。
- ・ 割当予定先であるパークレイズ・バンクは当社普通株式を長期保有する意図を有しておらず、本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、パークレイズ・バンクによる当社普通株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。
- ・ 下記「7. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップ」に記載のとおり、本第三者割当契約には、その締結日以降、未行使の本新株予約権が存在しなくなった日までの間、パークレイズ・バンクの事前の書面による承諾を受けることなく、当社は当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券、又は当社普通株式を取得する権利若しくは義務の付された有価証券の発行等をしてはならない旨が定められる予定です。当社は、上記期間中、資金調達方法について一定の制約を受けることとなります。但し、本第三者割当契約の締結日において存在する有価証券の行使等に基づき当社普通株式を交付する場合や、当社や当社の関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人及び従業員を対象とする新株予約権の発行及び当該新株予約権の行使による当社普通株式の交付等、一定の場合を除きます。

## ③ 他の資金調達方法との比較

- ・ 公募増資又は第三者割当による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に 1 株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。一方、本新株予約権の行使価額は、別紙の発行要項 10 項記載のとおり、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日に、当該日の直前取引日の東証終値の 94.5%に相当する金額に修正されることから、複数回による行使の分散が期待され、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいことに加え、株価動向や市場環境等を勘案して当社が停止指示を行うことにより、パークレイズ・バンクによる本新株予約権の行使時期を一定程度コントロールすることができるため、株価に対する一時的な影響を低減することが可能となるものと考えられます。



- ・ 株主割当による資金調達の場合は、希薄化懸念は払拭されますが、当社の財務状況から鑑みると割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ・ 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）については、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、転換価額の水準によっては転換により交付される株式数が当初転換価額を前提とする想定より増加する場合があります。株価に対する直接的な影響が大きいと考えられますが、本スキームでは、本新株予約権の目的である株式の総数が一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されています。
- ・ 行使価額が固定された新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本新株予約権と比較して低いと考えられます。そのため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ・ 株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、準備及び実施に時間を要することから、現時点における適切な資金調達方法ではないと判断しました。ノンコミットメント型ライツ・オフリングについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。
- ・ 社債、借入れによる資金調達については、当社は創薬ベンチャー企業であるところ、医薬品の研究開発には長期に及ぶ先行投資が必要であり、期間損益のマイナスが先行する結果となっているため、本件のような長期資金の調達を社債や借入れにより行おうとする場合、収益の安定性、担保力、現在の収益力の観点で困難を伴うことから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。なお、現時点で当社にはコミットメントラインを含め借入れはございません。

## （2）資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、パークレイズ・バンクに対し、行使期間を割当日の翌営業日から2025年9月11日までとする行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、パークレイズ・バンクによる新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

### ① 本新株予約権の構成

- ・ 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株であり、本新株予約権の目的である株式の総数は1,350,000株です。
- ・ 本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、当社の資金需要動向に応じて当社がパークレイズ・バンクに対して停止指示を行うことができるほか、停止指示を通じて、株価動向や市場環境等に応じて、当社が株価への影響を一定程度コントロールできる設計としています。
- ・ 本新株予約権の行使価額は、当初は条件決定基準株価に設定されますが、割当日の翌営業日以降、本新株予約権の修正日の直前取引日の東証終値の94.5%に相当する金額に修正されます。但し、下限行使価額は560円（発行決議日の直前取引日の東証終値の60%（1円未満切り上げ）の水準）です。
- ・ 本新株予約権の行使期間は、割当日の翌営業日から2025年9月11日までです。

### ② 当社による行使停止

パークレイズ・バンクとの間で締結予定の本第三者割当契約において、以下の内容の停止指示条項を規定する予定です。

- ・ 当社は、行使期間中のいずれかの日において、パークレイズ・バンクが本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間を指定（以下「停止指示」といいます。）することができます。なお、当社は、一旦行った停止指示をいつでも取り消すことができます。
- ・ 当社は、停止指示を行った際、又は一旦行った停止指示を取り消した際には、それぞれその旨のプレスリリースをTDnetにて開示いたします。

#### ③ 当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と判断した場合、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。また、当社は、2025年9月11日において未行使の本新株予約権が残存している場合、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部を取得します。

#### ④ 本新株予約権の譲渡

本第三者割当契約において、パークレイズ・バンクは、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権をパークレイズ・バンクの関連会社以外の第三者に譲渡することはできない旨並びにパークレイズ・バンクが本新株予約権を譲渡する場合には、パークレイズ・バンクの本第三者割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に譲受人に対し譲渡承継しなければならない旨を規定する予定です。

### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### （1）調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,260,792,000	10,000,000	1,250,792,000

- （注）1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額（1,242,000円）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（1,259,550,000円）を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
2. 本新株予約権の払込金額の総額の算定に用いた金額は、発行決議日の直前取引日の終値等の数値を前提として算定した見込額です。実際の払込金額は、条件決定日に決定されます。
3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日の終値を当初行使価額であると仮定し、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。実際の当初行使価額は条件決定日に決定され、また、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。さらに、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
5. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用及び変更登記費用等）の合計額であります。

#### （2）調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額1,250,792,000円の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。なお、調達額が予定金額を超過した場合には、超過額は脊髄損傷急性期を対象とする米国での臨床試験費用の一部に充当いたします。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 脊髄損傷急性期を対象とする米国での臨床開発及び製造開発（組換えヒトHGFタンパク質の製造法効率化）	800	2023年10月～2025年9月
② 新規パイプラインの創製	200	2023年10月～2025年9月
③ 運転資金	250	2023年10月～2025年9月

合計	1,250	—
----	-------	---

(注) 1. 支出予定時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

2. 本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから、行使可能期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。この場合には、手元資金の活用や他の方法による資金調達の実施により充当する予定です。また、当社は実施時期の早いものから優先して調達資金を充当する予定です。

上記具体的な使途の内容については以下の通りです。

① 脊髄損傷急性期を対象とする米国での臨床開発及び製造開発（組換えヒト HGF タンパク質の製造法効率化）

上記「2. 募集の目的及び理由（2）募集の目的及び理由－脊髄損傷急性期の米国展開と新規パイプラインの創製」に記載のとおり、当社は、米国において脊髄損傷急性期に対する組換えヒト HGF タンパク質の臨床開発に着手いたします。具体的には、調達資金のうち6億円を、米国での臨床開発、すなわち IND（治験計画届出）準備及び申請に係る米国 CRO（医薬品開発業務受託機関）費用、並びに臨床試験の費用の一部に充当する予定です。

同時に、米国を含む全世界における組換えヒト HGF タンパク質の安定供給を見据えて、その製造開発、すなわち組換えヒト HGF タンパク質の製造法効率化にも着手いたします。具体的には、調達資金のうち2億円を、HGF 高発現細胞株の作製、効率的な製造プロセス（培養及び精製工程）の確立に係る米国 CMO（医薬品製造受託機関）費用の一部に充当する予定です。

② 新規パイプラインの創製

上記「2. 募集の目的及び理由（2）募集の目的及び理由－脊髄損傷急性期の米国展開と新規パイプラインの創製」に記載のとおり、当社は、新規パイプラインの創製に注力いたします。具体的には、調達資金のうち2億円を、新規パイプラインの創製（導入を含む）に係る研究開発費用に充当し、非臨床から臨床試験開始段階の開発パイプラインの推進・拡充を強化する予定です。

③ 運転資金

当社は、研究開発が先行する創薬バイオベンチャーであり、営業損失の計上が当面は続く見込みです。上記①及び②を積極的に推進するため、今回調達する資金のうち2.5億円を2023年10月から2025年9月までの運転資金の一部に充当する予定です。かかる運転資金への充当額は、当社における過去の実績を踏まえ見積もっております。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回の資金調達は当社の長期的な事業価値の最大化につながるもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達は、長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様利益にも資するものと考えております。

## 6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である本日、2023年9月期第3四半期決算短信を公表しております。仮にかかる公表により株価の上昇が生じる場合には、本新株予約権の発行に直接付随するものではない事由による株価の上昇を反映せず本新株予約権の発行条件を決定することで、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離が生じるおそれがあります。当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定することを想定しております。

上記想定に基づき、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるパーク

レイズ・バンクとの間で締結する予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価（発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値：933円）、当社株式のボラティリティ（発行決議日時点：57.2%）、予定配当額（0円）、無リスク利率（発行決議日時点：0.0%）、当社株式の流動性、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び株式保有動向等について一定の前提を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること及び当社の資金調達需要が新株予約権の行使期間に亘って一様に発生することを仮定して評価を実施しました。

その結果、発行決議日時点の本新株予約権1個の評価額は92円と算定され、当社は、これを参考として発行決議日時点の本新株予約権1個当たりの払込金額を発行決議日時点における算定結果と同額である92円と決定しました。

本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えております。また、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当該決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実を認められない旨の意見をj得ております。

#### （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、本新株予約権全部が行使された場合に当社普通株式は最大1,350,000株（議決権13,500個相当）増加し、2023年7月31日時点の発行済株式総数5,410,700株に対して最大24.95%の増加、総議決権数54,068個（注）に対して最大24.97%の希薄化が生じます。しかしながら、当社は、上記「2. 募集の目的及び理由（2）募集の目的及び理由－脊髄損傷急性期の米国展開と新規パイプラインの創製」に記載のとおり、当該資金調達は当社の長期的な事業価値の最大化につながると考えており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、①新株予約権の目的である当社普通株式数の合計1,350,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は395,807株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社株式動向や市場環境等を勘案し停止指示を行うことによって、株式発行を行わないようにすることが可能であり、かつ③当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

（注）2023年7月31日時点の発行済株式総数及び総議決権数は、2023年3月31日時点の発行済株式総数5,390,700株及び総議決権数53,868個に、ストックオプションの権利行使に伴う普通株式増加数20,000株及び当該普通株式増加に係る議決権数200個を加えた数字であります。

### 7. 割当予定先の選定理由等

#### （1）割当予定先の概要

（1）名 称	バークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)
（2）所 在 地	英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス1 (1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)
（3）代表者の役職・氏名	グループ最高責任者 ジェームズ・E・ステイリー
（4）事 業 内 容	個人向け銀行業務、クレジットカード、コーポレート・バンキング及び投資銀行業務並びに資産及び投資運用
（5）資 本 金	2,342百万ポンド（2022年12月31日現在） (374,720百万円) (換算レートは1英ポンド160.00円（2022年12月30日の仲

	値) です。)		
(6) 設立年月日	1836年6月1日		
(7) 発行済株式数	普通株式 2,342百万株 (2022年12月31日現在)		
(8) 決算期	12月31日		
(9) 従業員数	21,900名 (2022年12月31日現在)		
(10) 主要取引先	個人及び法人		
(11) 主要取引銀行	-		
(12) 大株主及び持株比率	パークレイズ・ピーエルシー 100.00% (2022年12月31日現在)		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。(注)		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万英ポンド。特記しているものを除く。)			
決算期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
連結純資産	53,710	56,317	58,953
連結総資産	1,059,731	1,061,778	1,203,537
1株当たり連結純資産(ポンド)(注)	22.93	24.04	25.17
連結営業収益	12,401	15,685	17,261
連結税引後利益	2,451	4,588	4,382
1株当たり連結税引後利益(ポンド)(注)	1.05	1.96	1.87
1株当たり配当金支払額(ポンド)	0.11	0.34	0.09
(注) 有価証券報告書又は外国会社報告書記載の当該数値を同記載の発行済株式総数で除した値を記載			
	(単位:百万円。特記しているものを除く。)		
連結純資産	8,593,600	9,010,720	9,432,480
連結総資産	169,556,960	169,884,480	192,565,920
1株当たり連結純資産(円)	3,668.47	3,846.53	4,026.57
連結営業収益	1,984,160	2,509,600	2,761,760
連結税引後利益	392,160	734,080	701,120
1株当たり連結当期純利益(円)	167.41	313.37	299.30
1株当たり配当金支払額(円)	17.60	54.40	14.40
換算レートは1英ポンド160.00円(2022年12月30日の仲値)です。			

- (注) 1. 当事会社間の資本関係に関して、パークレイズ・バンクが短期取引を前提として一時的に保有している当社株式は考慮しておりません。
2. パークレイズ・バンクは、ロンドン証券取引所及びニューヨーク証券取引所に株式上場しているパークレイズ・ピーエルシーの完全子会社であり、英国において健全性監督機構(Prudential Regulation Authority)により承認され、金融行為規制機構(Financial Conduct Authority)及び健全性監督機構の監督及び規制を受けています(登録番号はNo. 1026167)。
- また、当社は、英国健全性監督機構ホームページ、金融行為規制機構ホームページ、パークレイズ・バンクのアンニュアルレポート等でパークレイズ・バンクの属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件のあっせんを行うパークレイズ証券の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、パークレイズ・バンク、パークレイズ・バンクの役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、複数の証券会社から提案を受けた複数の資金調達方法について検討してまいりましたが、

パークレイズ・バンクのグループに属する日本法人であるパークレイズ証券株式会社（以下「パークレイズ証券」といいます。）からの提案が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら資金を調達したいという当社のニーズに最も合致するものであったことに加え、当社がパークレイズ証券のあっせんを受けてパークレイズ・バンクに対して 2021 年 11 月に割り当てた第 10 回新株予約権の全部を行使した実績があること等を総合的に勘案し、パークレイズ証券の提案を採用し、パークレイズ・バンクを割当予定先として選定いたしました。

本新株予約権の割当ては、第一種金融商品取引業者であり日本証券業協会会員であるパークレイズ証券のあっせんを受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

### （3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、割当予定先であるパークレイズ・バンクとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、パークレイズ・バンクの関連会社以外の者に対して本新株予約権を譲渡する場合には当社の取締役会による承認が必要です。当社とパークレイズ・バンクとの間で締結予定の本第三者割当契約において、パークレイズ・バンクは、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意図を有しておらず当社株式に係る議決権を行使しない旨を表明する予定です。

また、パークレイズ・バンクが当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら本新株予約権の行使を行う方針であること、並びに本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であり、長期保有の意図を有していないことを、パークレイズ・バンクの代理人であるパークレイズ証券の担当者に口頭で確認しております。

さらに、当社とパークレイズ・バンクは、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、パークレイズ・バンクとの間で締結予定の本第三者割当契約において、以下の内容について合意する予定です。

#### ＜割当予定先による行使制限措置＞

- ① 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB 等の買受人による行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の制限超過行使（単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10% を超える場合における、当該 10% を超える部分に係る行使をいう。）をパークレイズ・バンクに行わせない。
- ② パークレイズ・バンクは、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
- ③ パークレイズ・バンクは、本新株予約権を譲渡する場合（なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要。）、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、当社は譲渡先に対して同内容を約束し、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させ、当社は当該第三者に対して同内容を約束する。

### （4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

パークレイズ・バンクからは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、パークレイズ・バンクが 2023 年 6 月 30 日に関東財務局長へ提出した有価証券報告書（自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日）に記載されている 2022 年 12 月 31 日現在の主要キャッシュフロー・データ中の「現金及び現金同等物」219,854 百万英ポンド（約 35 兆 1,766 億円）からも、パークレイズ・バンクがかかる払込みに要する十分な資金を保有していることが確認できていることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しています。

（注）英ポンドの円貨換算は、便宜上、2022 年 12 月 30 日の仲値（1 英ポンド=160.00 円）によりします。

#### (5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当予定先であるパークレイズ・バンクとの間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

#### (6) ロックアップ

本新株予約権の募集に関連して、当社は、パークレイズ・バンクとの間で、本第三者割当契約の締結日以降、未行使の本新株予約権が存在しなくなった日までの間、パークレイズ・バンクの事前の書面による承諾を受けることなく、①ロックアップ対象有価証券（以下に定義します。）の発行、募集、貸付け、売付け、売付契約の締結、当社の株主によるロックアップ対象有価証券の売出しについて同意することその他譲渡若しくは処分を行うこと若しくはそれらのための機関決定を行うこと、②ロックアップ対象有価証券の所有権若しくはその経済的価値の全部若しくは一部を直接若しくは間接的に譲渡するような、デリバティブ取引（差金決済若しくは現物決済のいずれも含まれます。）その他の取引を行うこと、③当社の指示により行為する法人若しくは個人に①若しくは②に定める行為を行わせること、又は、④①若しくは②に記載する行為を行うことを企図していること若しくはそれに同意することを発表若しくは公表（当社の発行する有価証券についての第三者からの公開買付けに対する賛成の意見表明を含みます。）することを行わない旨合意する予定です。

ただし、以下に掲げる場合は、上記の禁止される行為にはあたりません。

- ① 本第三者割当契約締結日においてロックアップ対象有価証券が存在する場合における、当該ロックアップ対象有価証券の行使又は当該ロックアップ有価証券に付された権利の行使若しくは義務の履行による当社の株式の交付
- ② 当社又は当社の関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づく当社の株式の交付並びにストックオプション制度に基づく新株予約権の発行及び当該新株予約権の行使による当社の株式の交付

なお、「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式、当社普通株式に転換又は交換されうる有価証券並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。）をいいます。

### 8. 大株主及び持株比率

募集前（2023年3月31日現在）		
氏名	持株数（株）	持株比率（%）
日本全薬工業株式会社	500,840	9.29
株式会社SBI証券	279,358	5.18
THVP-1号投資事業有限責任組合	218,660	4.06
CYBERDYNE株式会社	200,000	3.71
DBJキャピタル投資事業有限責任組合	160,200	2.97
五味 大輔	140,000	2.60
佐々木 保典	107,000	1.98
丸石製薬株式会社	100,000	1.86
株式会社リプロセル	100,000	1.86
慶應イノベーション・イニシアティブ1号投資事業有限責任組合	90,460	1.68

(注) 1. 2023年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. パークレイズ・バンクは本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

3. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

### 9. 今後の見通し

今回の資金調達による2023年9月期の当社の業績に与える影響は軽微であり、2023年9月期の業績予想に変更はございません。

なお、今回の資金調達は、上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えておりません。

#### 10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、2023年7月31日時点の発行済株式総数5,410,700株に対して最大24.95%の増加、総議決権数54,068個に対して最大24.97%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

#### 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績

(単位：千円)

	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期
売上高	467,616	289,756	391,829
営業損失(△)	△171,603	△357,880	△426,165
経常損失(△)	△116,341	△299,676	△330,339
当期純損失(△)	△117,831	△301,166	△331,829
1株当たり当期純損失(△)(円)	△106.70	△72.51	△68.33
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	599.97	578.17	517.75

(注) 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2023年7月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,410,700株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	411,000株	7.6%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数であります。

##### (3) 最近の株価の状況

###### ① 最近3年間の状況

	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期
始値	—	1,480円	902円
高値	—	1,780円	937円
安値	—	805円	419円
終値	—	907円	450円

(注) 当社普通株式は2020年12月28日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しましたので、それ以前については該当事項はありません。



② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	1,140 円	990 円	844 円	866 円	881 円	863 円
高 値	1,404 円	1,093 円	957 円	933 円	925 円	1,037 円
安 値	935 円	838 円	794 円	826 円	822 円	855 円
終 値	975 円	856 円	884 円	881 円	863 円	933 円

(注) 2023年8月の株価については、2023年8月10日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2023年8月10日
始 値	960 円
高 値	961 円
安 値	925 円
終 値	933 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資（新規上場時）

払 込 期 日	2020年12月27日
調 達 資 金 の 額	525,600,000 円
発 行 価 額	807.50 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	3,647,700 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	580,000 株
募集後における発行済株式数	4,227,700 株
発行時における当初の資金使途	公募による新株式発行とオーバーアロットメントによる売出しに係る第三者割当による新株式発行による調達資金の額と合わせて以下のとおりであります。 脊髄損傷（SCI）急性期パイプラインの研究開発費用（第Ⅲ相試験）
発行時における支出予定時期	脊髄損傷（SCI）急性期パイプラインの研究開発費用（第Ⅲ相試験）として、2021年9月期に237,259千円、2022年9月期に217,515千円、2023年9月期に21,451千円、2024年9月期に129,413千円
現時点における資金の充当状況	脊髄損傷（SCI）急性期パイプラインの研究開発費用（第Ⅲ相試験）として、2021年9月期に153百万円、2022年9月期に116百万円、2023年9月期に86百万円（2023年6月30日時点）を充当しております。なお、残額251百万円については未充当ですが、当初の予定どおり2024年9月期までにその全額を充当する予定です。（下記第三者割当増資（新規上場時）による資金調達を含めた充当状況となっております。）

(注) 発行時における当初の資金使途については下記第三者割当増資（新規上場時）における発行当時の手取金概算額上限80,040千円と併せた手取概算額合計上限605,638千円の内訳です。

・第三者割当増資（新規上場時）

払 込 期 日	2021年1月26日
調 達 資 金 の 額	80,040,000 円（差引手取概算額）
発 行 価 額	807.50 円
募集時における発行済株式数	4,227,700 株
当該募集による発行株式数	87,000 株

募集後における発行済株式数	4,314,700株
発行時における当初の資金使途 (注)	公募による新株式発行とオーバーアロットメントによる売出しに係る第三者割当による新株式発行による調達資金の額と合わせて以下のとおりであります。 脊髄損傷 (SCI) 急性期パイプラインの研究開発費用 (第Ⅲ相試験)
発行時における支出予定時期	脊髄損傷 (SCI) 急性期パイプラインの研究開発費用 (第Ⅲ相試験) として、2021年9月期に237,259千円、2022年9月期に217,515千円、2023年9月期に21,451千円、2024年9月期に129,413千円
現時点における資金の充当状況	脊髄損傷 (SCI) 急性期パイプラインの研究開発費用 (第Ⅲ相試験) として、2021年9月期に153百万円、2022年9月期に116百万円、2023年9月期に86百万円 (2023年6月30日時点) を充当しております。なお、残額251百万円については未充当ですが、当初の予定どおり2024年9月期までにその全額を充当する予定です。(下記第三者割当増資 (新規上場時) による資金調達を含めた充当状況となっております。)

(注) 発行時における当初の資金使途については上記公募増資 (新規上場時) の調達資金 (差引手取概算額) と第三者割当増資 (新規上場時) における発行当時の手取金概算額上限80,040千円を併せた手取概算額合計上限605,638千円の内訳です。

・ 第三者割当による第10回新株予約権 (行使価額修正条項付) の発行

・ 第三者割当による第10回新株予約権 (行使価額修正条項付) の発行割当日	2021年11月1日
発行新株予約権数	10,000個
発行価額	新株予約権1個当たり107円 (払込総額1,070,000円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	880,070,000円 (注)
割当先	パークレイズ・バンク
募集時における発行済株式数	4,334,700株
当該募集による潜在株式数	1,000,000株
現時点における行使状況	行使済新株予約権数: 10,000個 (残新株予約権数 0個)
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	591,183,342円
発行時における当初の資金使途	①声帯癒痕を対象とした臨床開発費用 (486,070千円) ②声帯癒痕用治験薬の製造と市販製剤の開発費用 (394,000千円)
発行時における支出予定時期	①2021年11月~2026年12月 ②2021年11月~2026年12月
現時点における現充状況	①声帯癒痕を対象とした臨床開発費用 (316,840千円) ②声帯癒痕用治験薬の製造と市販製剤の開発費用 (58,410千円) 差引手取金合計額591,183千円のうち、375,250千円を上記のとおり、上記①及び②の資金使途に全額充当しております。なお、残額216百万円については未充当ですが、当初の予定どおり2026年12月までにその全額を充当する予定です。

以上

(別紙)

## クリングルファーマ株式会社第13回新株予約権（第三者割当） 発行要項

1. 新株予約権の名称 クリングルファーマ株式会社第13回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 第8項に定める金額に13,500を乗じた金額とする。
3. 申込期間 2023年9月4日から2023年9月11日の間のいずれかの日とする。但し、条件決定日（第8項に定義する。以下同じ）の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
4. 割当日及び払込期日 2023年9月4日から2023年9月11日の間のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をパークレイズ・バンク・ピーエルシーに割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,350,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「交付株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2)当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。  
調整後交付株式数＝調整前交付株式数×株式分割等の比率
  - (3)当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。  
調整後交付株式数 = 
$$\frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (4)本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (5)交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 13,500個
8. 各本新株予約権の払込金額 金92円（本新株予約権の目的である株式1株当たり0.92円）とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2023年8月18日から2023年8月25日までの間のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）において、第19項に定める方法と同様の方法で算定された結果が92円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「条件決定基準株価」という。)とする。但し、行使価額は、第10項又は第11項に従い修正又は調整される。

10. 行使価額の修正 割当日の翌営業日以降、行使価額は、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の94.5%に相当する金額(以下「修正後行使価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正後行使価額に修正される。但し、かかる計算によると修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後行使価額とする。下限行使価額は560円とし、第11項の規定を準用して調整される。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、第16項第(1)号に定める行使請求の通知を受けた後、直ちに、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価(以下に定義する。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社若しくはその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員若しくは使用人に譲渡制限付株式を交付する場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式の株式分割をする場合  
調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利を発行する場合(無償割当てによる場合を含むが、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8

条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の権利の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を切り上げる。

②行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算については、1円未満の端数を切り上げる。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5)上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合

- には、当社は、必要な行使価額の調整及び下限行使価額の調整を行う。
- (7)行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整される時を含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間  
割当日の翌営業日から2025年9月11日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得条項  
 (1)当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。  
 (2)当社は、当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、又は、当社が株式交付により株式交付親会社の完全子会社となることを株式交付親会社の株主総会で承認決議した場合は、効力発生日の2週間前までに通知又は公告をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。  
 (3)当社は、東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、上場廃止日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（証券保管振替機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。）のいずれか後に到来する日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。  
 (4)当社は、2025年9月11日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法  
 (1)本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第20項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。  
 (2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。  
 (3)本新株予約権の行使請求の効力は、第20項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。  
 (4)本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
17. 株式の交付方法  
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の

- 記録を行うことにより株式を交付する。
18. 新株予約権証券の  
不 発 行 当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
19. 本新株予約権の払  
込金額及びその行  
使に際して出資さ  
れる財産の価額の  
算 定 理 由 本発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること及び当社の資金調達需要が新株予約権の行使期間に亘って一様に発生することを仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、条件決定基準株価とした。
20. 行使請求受付場所 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
21. 払 込 取 扱 場 所 株式会社みずほ銀行 茨木支店
22. 社債、株式等の  
振 替 に 関 す る  
法 律 の 適 用 等 本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
23. 振替機関の名称 株式会社証券保管振替機構
- 及 び 住 所 東京都中央区日本橋兜町7番1号
24. そ の 他 (1)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。  
(2)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。  
(3)本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。  
(4)その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上